

様式 1

控除対象特定非営利活動法人申出書

年 月 日 (宛先) 札幌市長	主たる事務所の所在地	〒 電話番号 () — FAX番号 () —	
	フリガナ 法人名称		
	フリガナ 代表者氏名	(印)	
	設立年月日	年 月 日	
	事業年度	月 日から 月 日まで	
	所 轄 庁	<input type="checkbox"/> 札幌市 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	認定の有無 (認定の有効期間)	有 ・ 無 [年 月 日から 年 月 日まで]	本申出において適用する 数値基準の適合
控除対象特定非営利 活動法人に係る状況	<input type="checkbox"/> 現在、本市の控除対象特定非 営利活動法人となっている。 <input type="checkbox"/> 過去に本市の控除対象特定非 営利活動法人となったことが ある。 <input type="checkbox"/> いずれにも該当しない。	<input type="checkbox"/> 3,000 円以上の寄附者数 <input type="checkbox"/> ボランティアの活用 <input type="checkbox"/> 一般市民向け事業 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動事業規模 <input type="checkbox"/> 北海道の条例で指定	
札幌市控除対象特定非営利活動法人の指定の基準、手続等に関する条例 第 3 条第 1 項 第 8 条第 1 項 の規定により、関係書類を添えて申し出ます。			
(現に行っている事業の概要)			
(札幌市内での活動状況)			
その他の事務所の所在地		責任者の氏名	役 職
〒 電話番号 () — FAX番号 () —			
〒 電話番号 () — FAX番号 () —			

注 記載する欄が不足するときは、別紙により提出してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

第1表

指定基準適合表（寄附者の数に関する基準）

法人名	実績判定期間	年 月 日～ 年 月 日
-----	--------	--------------

2 実績判定期間内の日を含む各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数の合計数が年平均50人以上であること

チェック欄

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人・団体にあつては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみ数えてください。
- 寄附者の数の算定にあつては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人としてください。
- 特定非営利活動法人の役員である者及び当該役員と生計を一にする者を除きます。
- 算定対象となる寄附金は、対価性がなく、任意性があるものに限ります。会費のうち、対価性がなく、任意性がある賛助会費等は寄附金とみなします。

実績判定期間内の各事業年度	自	①	②	③	④	⑤
	至	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の判定基準寄附者の数が50人以上である		はい いいえ				

【チェック欄】

- 寄附者名簿の名寄せは事業年度ごとに行っていますか。
- 寄附者の氏名（法人・団体にあつてはその名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出にあつては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて1人としていますか。
- 年間の寄附金等の合計額が3,000円未満の者、役員、役員と生計を一にする者を寄附者数から除いていますか。
- 任意性のない寄附金等及び対価性のある会費等を算定から除いていますか。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の判定基準寄附者の数が年50人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均50人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の判定基準寄附者の数	①	②	③	④	⑤	合計	
	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数						B	月
(注) 1月未満の端数がある場合は、1月に切り上げます。							

実績判定期間の年3,000円以上判定基準寄附者数

A	人	×	12
B			月

人	≥	50人
---	---	-----

（注意事項）

- ・ 実績判定期間とは、申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（初めて控除対象特定非営利活動法人になる法人は2年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申出書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。

【添付書類】

- ・ 判定基準寄附者数の根拠資料を作成し、添付してください。

第1表

指定基準適合表（ボランティア従事者に関する基準）

法人名		チェック欄
2（4） 市内において、その特定非営利活動にボランティアとして従事した者の延べ人数が実績判定期間内の日を含む各事業年度において 100 人以上であること（当該各事業年度において、同一の者を1人として計算した場合の当該従事した者の数が10人未満である場合を除く。）。		

2（4）

区分	項 目	ボランティア従事人数		ボランティア活動の内容
		延べ人数	実人数	
㉑	年 月 日～ 年 月 日			
㉒	年 月 日～ 年 月 日			
㉓	年 月 日～ 年 月 日			
㉔	年 月 日～ 年 月 日			
㉕	年 月 日～ 年 月 日			
合 計				

【添付書類】

- ・ボランティア活動者名簿等

【記載要領】

- ・法人が実施する特定非営利活動へのボランティア従事者の状況を記載します。
- ・「ボランティア従事人数」欄には、従事した「延べ人数」と「実人数」を記載します。
- ・「ボランティア活動の内容」欄には、ボランティアが従事した活動を記載します。

【留意事項】

- ・対象とする特定非営利活動とは、法人が市民を対象して実施する事業であり、総会、理事会等法人の運営に関するもの等を除きます。
- ・ボランティア従事者には法人の役員、職員を除きます。（過去の役員名簿等について別途確認させていただきます。）
- ・当該従事者がボランティアとして参加したことが分かる資料（募集・応募に係る書類、活動に携わった日・時間帯や内容等を示す書類）を確認させていただく場合があります。

第1表 指定基準適合表（市民向け催物、特定非営利活動事業費、北海道の指定）

法人名		チェック欄		
<p>1 その特定非営利活動に関する市民を対象とした催物を実績判定期間の各事業年度において、4回以上開催し、かつ参加者（当該法人の役員を除く）が延べ100人以上であること。</p> <p>2 実績判定期間内の日を含む各事業年度における特定非営利活動に係る事業費の額が、150万円以上であること。</p> <p>3 当該特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、北海道の当該寄附金を定める条例で定められているもの。</p>				
1	特定非営利活動に関する市民を対象とした催物を実績判定期間の各事業年度において4回以上開催し、かつ参加者が延べ100人以上であること	はい・いいえ		
区 分	項 目	開催回数	参加者総数	催物の内容等
㉑	年 月 日～ 年 月 日			
㉒	年 月 日～ 年 月 日			
㉓	年 月 日～ 年 月 日			
㉔	年 月 日～ 年 月 日			
㉕	年 月 日～ 年 月 日			
合 計				
2	実績判定期間内の日を含む各事業年度における特定非営利活動事業費の額が、150万円以上であること	はい・いいえ		
3	当該特定非営利活動法人が、地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、北海道の当該寄附金を定める条例で定められているもの	はい・いいえ		

【添付書類】

- ・ 1を選択した場合には、開催した催事及び参加者名簿等の根拠資料を作成し、添付してください。

法人名	
<p>次に掲げる事項を総合的に評価し、特定非営利活動の継続性及び発展性が認められるもの。</p> <p>※次の(ア)～(ウ)の項目について説明（自由記述）してください。</p> <p>(ア) 市内においてその特定非営利活動を申出法人以外の団体と協働して行う見込みがあること。</p> <p>(イ) 特定非営利活動が、継続的に行われる見込みであること。</p> <p>(ウ) 寄附を集める活動を継続的に行う見込みがあること。</p> <p>【留意事項】</p> <p>第2表付表 事業計画、及び活動予算書（5年分）も併せて添付してください。</p> <p>(ア)については、役員が支配する団体との協働を除きます。</p>	
<p>(ア) 申出法人以外の団体との協働の見込み</p>	
<p>(イ) 事業の継続性</p>	
<p>(ウ) 寄附を集める活動の見込み</p>	

【添付書類】

- ・ (ア)について、協働の実績がある場合には、根拠資料を添付してください。
- ・ (ウ)について、寄附を集める活動の実績がある場合には、根拠資料を添付してください。

第2表付表1 事業計画

	現在（申出 事業年度）	2年目	3年目	4年目	5年目
事業の計画					
寄附を集める 活動の計画					
人員体制の 計画					

【 】年度 活動予算書
 年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費			
賛助会員受取会費			
2. 受取寄附金			
受取寄附金			
施設等受入評価益			
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
4. 事業収益			
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
経常収益計			
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
施設等評価費用			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
事業費計			
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
人件費計			
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
その他経費計			
管理費計			
経常費用計			
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			

第3表（法第45条第1項第2号関係）

指定基準適合表（活動対象基準）

法人名	
-----	--

実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること	チェック欄	
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。） ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動		

		実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等	①	指標（ ）

①のうちイ～ニの活動に係る金額等 （①の金額）	②	
----------------------------	---	--

イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	a	
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	b	
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	c	
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	d	
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	e	
合計		f	
(a+b+c+d+e)			

基準となる割合 (②÷①)	③	
---------------	---	--

[作成上の注意事項]

1 指標は実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的に説明

できるものを使用し、()には使用した指標名を記載してください。

2 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。

指定基準適合表（活動対象基準） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「すべての事業活動に係る金額等①」欄	実績判定期間に行った事業活動の内容を示す指標により算出したすべての事業活動に対する金額又は数値を記載します。 また、算出方法を具体的に示す資料を添付してください。	実績判定期間において使用する「指標」は、例えば、その実績判定期間に行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数など合理的なものを使用します。
「①のうち上記イ～ニの活動に係る金額等②」欄	「合計㉑」欄の金額等を転記します。	
「㉑～㉓」各欄共通事項	「㉑～㉓」の各欄に記載する金額等は、①で用いた「指標」と同様の「指標」により算出します。	「㉑～㉓」の各欄に記載する金額等については、重複する部分がある場合には一方から控除して記載します。
「会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等㉔」欄	会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る活動（対価を得ないで行われるもの等を除きます。）に係る金額等を記載します。	この表において「会員等」とは、次の者をいいます。 ① 会員 ② 当該申請に係る法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として当該法人の帳簿又は書類その他に氏名（法人にあっては、その名称）が記載された者であって、継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者 ③ 役員
「会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等㉕」欄	会員等相互の交流、連絡、意見交換など、その対象が会員等である活動（以下の①及び②に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）に係る活動 ② 特定非営利活動促進法別表第 19 号に掲げる活動又は同表第 20 号の規定により同表 19 号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行う、その会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成	なお、①及び②においては、当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で、当該法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の当該法人の活動に関係しない者は除きます。 また、「対価を得ないで行われるもの等」には、次の対価を得て行うものを含みます。 ① 資産の譲渡等に係る通常の対価の 10%相当額以下のもの及び交通費、消耗品費等の実費相当額 ② 役務の提供の対価で最低賃金法による最低賃金相当金額以下のもの及び付随費用の実費相当額
「便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等㉖」欄	会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他その便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動（以下の①、②及び③に該当するものを除きます。）に係る金額等を記載します。 ① 会員等に対する資産の譲渡等の活動に係るもの ② 特定非営利活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を主たる目的とする法人が行う、当該法人の会員等の活動（特定公益増進法人又は認定特定非営利活動法人である会員等が参加しているものに限りません。）に対する助成	
「特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等㉗」欄	特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動に係る金額等を記載します。	
「特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等㉘」欄	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等を記載します。	

第4表（法第45条第1項第3号関係）

指定基準適合表（組織運営及び経理基準）

法人名	
-----	--

運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること	チェック欄
<p>イ 役員の数の中に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>	

イ 各欄の人数等は、役員の場合（組織運営及び経理基準）の補足書類から転記してください。

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	年 月 日 ～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉒	年 月 日 ～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉓	年 月 日 ～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日 ～ 年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日 ～ 年 月 日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等						
	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

ハ

項	目	①	②	③	④	⑤	申請時
	会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
	帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
添付書類	監査証明書又は帳簿組織の状況	有・無					

ニ

項	目	①	②	③	④	⑤	申請時
	費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

[作成上の注意事項]

- ①、②、③、④、⑤は申出書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（指定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度の期間を示します。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。
- 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、役員報酬規程等提出書の書類に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準適合表（組織運営及び経理基準） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	<p>区分欄の「㉔」から「㉚」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。</p> <p>第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。</p>	
ロの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。</p>	
ハの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。</p>	<p>① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。</p> <p>② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。</p>
ニの各欄	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>なお、「㉔」から「㉚」については、上記イに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。</p>	

役員状況（組織運営及び経理基準）の補足書類 記載要領

- 1 「役員の内訳」欄は「親族等」又は「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループごとに記載します。
- 2 「就任等の状況」の「㉔」から「㉚」及び「申請時」の各欄は役員であった時期に「○」を付します。
なお、当該「㉔」から「㉚」については、指定基準等チェック表（第3表）のイに記載する各期間（「㉔」から「㉚」）を示したものです。
- 3 この表において、「親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ 役員の使用人及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 4 この表において、「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」とは特定非営利活動法人の役員である次の者が該当します。
 - ① 特定の法人の役員又は使用人
 - ② ①に掲げる者と役員の配偶者及び三親等以内の親族
 - ③ ①に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ④ ①に掲げる者の使用人及び使用人以外の者で当該①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ⑤ ③又は④に掲げる者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者
- 5 上記の「特定の法人」には、特定の法人との間に発行済株式の総数又は出資の総額（以下「発行済株式の総数等」といいます。）の50%以上の株式の数又は出資の金額（以下「株式の数等」といいます。）を直接又は間接に保有する関係にある法人を含みます。
なお、50%以上の株式の数等を直接又は間接に保有する関係とは以下のとおりです。
 - 直接に保有する関係
一の法人が他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人と他方の法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）
 - 間接に保有する関係
一の法人及び一の法人と直接支配関係にある法人又は一の法人と直接支配関係にある法人が、他方の法人の発行済株式の総数等の50%以上の株式の数等を保有する場合の一の法人、一の法人と直接支配関係にある法人及び他方の法人との関係

第5表（法第45条第1項第4号関係）

指定基準適合表（事業活動基準）

法人名	
-----	--

事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること	チェック 欄	
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること		

イ

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	①	②	③	④	⑤	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時の額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	%

ハについて事業費以外の指標を使用した場合		
使用した指標		単位
添付資料	算出方法を具体的に示す資料	有・無

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	%

[作成上の注意事項]

- ①、②、③、④、⑤は申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度の期間を示します。
- 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、役員報酬規程等提出書の書類に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

指定基準適合表（事業活動基準） 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項	
イ及びロの各欄共通	<p>該当する一方を「○」で囲みます。</p> <p>「役員等」とは、役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者をいいます。</p> <p>「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>	<p>「役員等に対する報酬等の状況事業活動基準）の補足書類」及び「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（事業活動基準）の補足書類」を記載し添付してください。なお、当該「①」から「③」については、認定基準適合表（組織運営及び経理基準）のイに記載する各期間（「①」から「③」）を示したものです。</p>	
ハ	共通事項	「事業費」以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を㊦欄に記載し、具体的な算出方法を示す資料を添付してください。	
	「事業費の総額①」欄	<p>実績判定期間における活動計算書の支出の部の事業費の部分の金額の合計額を記載します。</p> <p>なお、その他の事業を区分して経理し複数の活動計算書を作成している場合には、すべての活動計算書の支出の部の事業費を合計した金額を記載します。</p>	<p>損益計算書を作成している場合には、損益計算書により事業に係る支出金額を算出して記載しても差し支えありません。その場合には、損益計算書及び金額の算定方法を示す資料を添付してください。</p>
	「特定非営利活動に係る事業費の額②」欄	「事業費の総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る金額を記載します。	特定非営利活動に係る部分とそれ以外に共通する事業費は、それぞれに合理的に配賦します。
ニ	「受入寄附金総額①」欄	「受け入れた寄附金の明細表（相対値基準）の補足書類」の「㊦」欄の金額を転記します。	
	「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額②」欄	「受入寄附金総額①」欄のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた額を記載します。	
	「受入寄附金の充当割合③」欄	割合が 100%を超える場合は、100%と記載します。	

第5表付表1（法第45条第1項第4号口関係）

役員等に対する報酬等の状況（事業活動基準）の補足書類

法人名	
-----	--

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

1 役員報酬の支給

氏名	職名	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円

2 役員親族等である職員に対する給与の支給

受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
			円
			円
			円
			円
			円

3 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間	年 月 日 ～ 年 月 日
------	---------------

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
	円

[作成上の注意事項]

- 1 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- 2 「役員親族等」とは、役員親族若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます。
- 3 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、役員報酬規程等提出書類に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第5表付表2（法第45条第1項第4号口関係）

役員等に対する資産の譲渡等の状況等（事業活動基準）の補足書類

法人名	
-----	--

1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（以下「役員等」という。）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。

(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

3 支出した寄附金(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住 所 等	支 出 金 額	支 出 年 月 日	寄 附 の 目 的 等

[作成上の注意事項]

- 1 「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。
 - ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
 - ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
 - ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- 2 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、役員報酬規程等提出書の書類に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第6表（法第45条第1項第5号関係）

指定基準適合表（情報公開基準）

法人名	
-----	--

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること	チェック 欄	
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項 その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。	同 意	
	する	しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書類の写し、登記に関する書類の写し）	
ロ	特定非営利活動促進法第45条第1項各号に掲げる基準に適合する旨を説明する書類（寄附者名簿を除く。）、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものの第一順位から第五順位までの取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合（その金額が200万円以下の場合に限る。）におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	① 助成金の支給を行ったときのその助成の実績を記載した書類 ② 海外への送金又は金銭の持出し（その金額が200万円以下のものを除く。）を行うとき事前（災害に対する援助等緊急を要する場合で事前の作成が困難するには事後）に作成したその金額及び使途並びにその予定日（事後の場合は実施日）を記載した書類	

[作成上の注意事項]

- 1 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。
- 2 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

指定基準適合表（情報公開基準）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
「同意」欄	該当する一方を「○」で囲みます。	閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。
「ホ」欄		<p>③、④の「特殊の関係」とは、次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>

第7表（法第45条第1項第6号、7号、8号関係）

指定基準適合表（その他基準）

法人名	
-----	--

1 事業報告書等を所轄庁に提出していることの説明

実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄			
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等及び役員名簿並びに定款等の所轄庁への提出の有無				
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

2 公益に反する事実がないことの説明

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄				
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無					
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	申請時
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

3 設立期間の説明

申出書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄		
事業年度	月 日 ～ 月 日	設立年月日	年 月 日

[作成上の注意事項]

- ㉑、㉒、㉓、㉔、㉕は申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前5年（認定を受けたことのない法人の場合は2年）内に終了した各事業年度の期間を示します。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。
- 指定の有効期間の更新の申請に当たっては、指定基準等チェック表（1及び3）の記載の必要はありません。また、役員報酬規程等提出書類に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準適合表（その他基準）記載要領

1

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉓」から「㉔」については、 認定基準適合表（組織運営及び 経理基準）（P120）のイに記載 する各期間（「㉓」から「㉔」） を示したものです。

2

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「㉓」から「㉔」については、 認定基準適合表（組織運営及び 経理基準）（P120）のイに記載 する各期間（「㉓」から「㉔」） を示したものです。

3

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
各欄共通	該当する年月日を記載します。	

欠格事由チェック表

条例第6条各号のいずれにも該当しない旨を説明する書類

法人名	
-----	--

指定又は指定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、仮認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	チェック欄
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ニ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ホ 暴力団の構成員等</p> <p>2 指定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 認定又は仮認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>4 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>5 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、仮認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>	

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	控除対象特定非営利活動法人が指定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該控除対象特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ロ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は仮認定特定非営利活動法人が仮認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該仮認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
ハ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ニ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
ホ	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	指定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	認定又は仮認定を取り消されその取消の日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
4	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
5	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
	添付書類 指定又は指定の有効期間の更新の申請時に、上記5に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書	はい・いいえ
6	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
7	次のいずれかに該当する法人	
	イ 暴力団	はい・いいえ
	ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ

[記載上の注意事項]

- 1 「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条をいいます。
- 2 「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- 3 チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認した場合に「○」を記載してください。

寄附金充当予定事業一覧

法人の名称	
-------	--

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額

寄附金の受入れ及び支出に利用する銀行口座名	

注 記載する欄が不足するときは、別紙により提出してください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。